

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成30年10月24日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代表者の 代表取締役
役 職
氏名(署名) 河本 幸士郎

当社の代表取締役である河本幸士郎は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に準拠し、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担と責任部署を明確にしており、適切な業務体制が構築されていることを確認しております。
3. 毎月開催する定時取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務の進捗状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が行われております。
4. 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役の意思決定及び取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査担当者は、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その結果を代表取締役へ報告しております。
6. 会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上